

第七十一回
国会

参議院商工委員会石炭対策に関する小委員会会議録第二号

昭和四十八年四月二十日(金曜日)

午後一時十一分開会

小委員の異動

三月二十九日

辞任

藤原 房雄君

補欠選任

峯山 昭範君

四月十九日

辞任

朝木 亨弘君

出席者は左のとおり。

小委員長

阿具根 登君

小委員

川上 為治君

細川 護熙君

若林 正武君

小野 明君

大矢 正君

峯山 昭範君

須藤 五郎君

國務大臣

中曾根康弘君

政府委員

青木 慎三君

通商産業省公書

保安局長

通商産業省鉱山

石炭局長

通商産業省鉱山

石炭局長

事務局長

常任委員会専門

員

菊地 拓君

○石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○小委員長(阿具根登君) ただいまから石炭対策に関する小委員会を開会いたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る十七日の委員会の決定によりまして、本小委員会において審査を行なうこととなっておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大矢正君 最初に大臣に二、三お伺いをいたしたいと思ひます。

これは石炭直接の問題ではありませんが、エネルギーという立場から見ても非常に深い問題点でもありますので、特に伺いをしておきたいと思ひます。最近、新聞の報ずるところによりますと、国会の今会期中で、四月、すなわち本月の末から来月にかけての連休期間中に通産大臣が中近東諸国、具体的に言うとペルシア湾周辺の一帯の産油国を訪問をしてくるというような記事が載っております。これはどういう意図を持って訪問をされるのか。

私は十五、六年間国会にいますが、国際会議等があつて大臣が留守にすることがあることは聞いたこととありますが、どうもそうではない形で大臣があられないというのには、あまり例のないことのように記憶をします。まあ理屈を言えば、連休中だからいいじゃないか、何をしようが休んでいいじゃないか、何がお説も出るかも知れないといふこととあります。私は、大臣がもし中近東諸国を訪問されるということになりますれば、それがたとえ一週間であっても国政に穴があいてはいかぬということで、当然のことながら、代理を置いて行かれることになると思ひますが、そういうこととまでしてこの国会に出かけられる意図というものは一体何にあるのか、私としては非常に不可解な気がします。

まあ、大臣が就任されてから、きょうこれから議論の対象になります石炭鉱山というのものはかなり閉山あるいはまた閉山と同様な休止というふうな炭鉱が多く出ているにもかかわらず、大臣はそれらについて直接現地に行かれたという話も聞いておりません。しかし、事、油に關しては、議会の開会中、それがたまたま連休中だからという理由で海外に出かけになるというその発想は、どうも私としては、国内資源の石炭にはもう完全に大臣みずから見切りをつけて、これからの時代はもう自分の間石炭抜きにして石油を中心にしていこうというふうな、そういう意図があつて行かれるのではなからうかという、これは多分に私なりの推測というのか、憶測と申しましようか、というものが入ることになるかも知れません。

が、どうも解しきれぬ点がございします。事実、連休期間中に中近東の産油国を回られるのかどうか、回られるとすれば、どういう意図と目的を持って回られるのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 国会開会中たいへん恐縮でございますが、やや緊急を要すると思はれますので、時間をいただきまして四カ国を訪問させていただきますと念願をしております。これは決して国内の石炭を軽視するといふ考えは毛頭ございしません。国内の石炭につきましては、あとで申し上げますように、第五次答申を誠実に実行するために全力を傾倒してまいりたいと思ひます。

事情を申し上げますと、日本とそれらの四カ国との関係が少し心配なことがあるのであります。特にサウジアラビア、アラブ、クウェート等との関係において、現職の大臣としてそれらの国々

を訪問してよく御理解を願ひ、また御協力も願ひたいという仕事が発生したのでございます。実は、イラン及びクウェートからは招待状が前から来ておりまして、ぜひ来てくれという強い要請がございました。またアラブからは私的に、万博においでになった皇太子から来いという話が前にございました。

それはそれといたしまして、それらの国々から相ついで大臣が来たり、特におとしの万国博覧会ときにはサウジアラビアからはファイサル皇帝が参りまして、それからアラブからも皇太子が参りまして、クウェートからは外務大臣その他が参り、イランからはいろいろな大臣が実は日本を訪問しておるわけでございます。ほかの国々は、たとえばドゴール將軍のような場合は、みづからそれらの国々の一部を訪問したり、それからECの諸国あたりでは、担当大臣になるとすぐ飛んでいってあいさつをする、そういうような国もございします。ところが、幸か不幸か日本の現職大臣で行った人がまだ一人もいない。それで、万国博覧会については王さまや皇族まで来ているんだけれども、日本は大臣すら来ない、そのくせ多大の石油を買いにきて、あるいは持っているというのと、これははなはだ失礼ではないかという感情はそれらの政府にございまして、そういうことがひんびんとしてわれわれのところへ伝えられてまいりました。

最近、イランとの関係におきましては天然ガスの開発の問題がありまして、これは欧米諸国に回すよりもぜひ日本と提携してやったほうがいいという皇帝の特別のお考えもありまして、この話が進められておるのであります。それから今回のエカフェの会議に担当の経済大臣のアンサリという人が参りまして、いろいろ両方の国の関係について話し合いをいたしまして、ぜひ一回顔を見せて

くれば、こういうことでございます。イランとの関係は、日本に非常に重要な石油の手当てをしている国でもございまして、そういう国際儀礼上の要請を長引かせることはちょっと適当でないというところでもございます。

それからクウェートとの関係は、アラビア石油が非常に世話になっておりまして、かつて、外務大臣が日本へ来られたときに、ちょっと感情的にうまくないようなことがあったように聞いております。それで向こうからは外務大臣が何回か来ておるんですけども、こちらからはまだ行っていない。そういうようなこともございまして、現地の石川大使からもできるだけ早目に来て、とにかく顔を見せてほしいということでもございました。それからアラビアにつきましては、先般ジャバランの油の問題がございまして、日本では、アラビア石油というのが現地で掘ってやっているとございまして、アラビア政府自体が非常に好意を持って、政府の保有分を日本側に全量回すというふうな特別の好意ある処理を実はやってくれています。それもローサルファの〇・〇一でしたか、かなりいい油が入るようになったわけ、そういう面からも、皇太子も万博でおいでになって、その上に日本にそういう好意を持った処置をしてくださるので、お礼を兼ねて行くことは今後のためにも非常に重要な布石であるということでもあります。

サウジアラビアは、王さまがおいでになりまして、大臣が行ってないというところはまた当を失すると、そういういろいろな情勢から見た上に、最近、エネルギー問題が非常に重要になってまいりまして、各国が中近東の国々いろいろな政策を展開しておるようです。ある国の石油大臣をホワイトハウスが招待しているという話も聞いておりますし、ともかく一つの焦点になりつつあるわけでございます。そういうときに日本の現職大臣が一人も行っていないことは、日本のそういう政策上、国交上からも決して当を得たことではないので、すでに大臣が行っていただければならぬ筋の

ものであったと思います。国会の会期中たいへん恐縮に存する次第でございますが、時期的に見まして、あまりおそくなることは現在の情勢から見ても、あまり得策でないという気がいたしまして、たいへん国会会期中恐縮ではございますが、連休中を利用してとりあえず一回りしてきて、そして友好親善を深め、また、わが国の意の存するところを理解願うと。

おそれ、またあれらの国々はかなりドルを持っておる国でございまして、社会開発とか都市開発とか、そういう方面にかなり日本に期待している向きもあるやに聞いておるのです。それで、日本の財界人が行って、民間レベルの委員会をつくるというような発想もあるようですが、先方はそれに十分満足していないようでもあります。やっぱり政府が顔を出さないと、向こうはああいふ国でございまして、あまり多としない。その上にあのアラビアの国々は非常に民族意識の高い、誇り高い民族でございまして、大事にしなければならぬ相手の国々であると思われているわけでございます。そういうような調整が積み重なってまいりましたので、たいへんちゅうちょせざるを得ないのでございまして、この機会に、国交上の問題でもございまして、おひまをいただいて行かしていただきたいと、こう念願しておるわけでございます。

○大矢正君 まあ今日の石油情勢は、かつての買手市場から完全に売り手市場に大きく転換をしたという意味において、わが国が積極的に石油の確保の努力をしなきゃならぬこと自身は私そのとおりにだと思っております。したがって、それに対応する意味で儀礼的にと申しましようか、まあ友好親善のための訪問を大臣がなされるといういまの御発言、これも理解をできます。

だが問題は、行かれる目的が単にそういう友好親善のためにということではなしに、一番焦点となるのはむしろサウジアラビアなり、アラビアなり、あるいはイランその他ペルシア湾沿岸のわが国へ大部分の石油を供給しているこれら地域の国々

を回る、そして油に限らず、全般的な問題についていろいろと話し合いをされるということのようでありまして、やはり油問題に話が集中されると思わぬです。しかし、現在の段階で、通産省自身に将来に対する一つの展望、その展望に基づいてどうすればいいか、どういふ方針のもとにこれから進んでいくかという内容のものがないままの段階では明らかに足りないんじゃないでしょうか。

たとえば、大臣は先般、白書を出すとおっしゃいましたが、しかし、その白書すらまともでない段階で通産省のこれからの方針というものは定まっているとは思われない。いまの段階は、私が申すまでもなく、部分的にたとえば備蓄量をふやすために具体面では資金を開銀等を通じてどのように精製業者に供給をするとか、あるいは石油の確保のために政府が果たせる役割りをどこでやろうかというふうな、個々の問題についてのことはなるほど方針としては出ているが、わが国の膨大なエネルギー、特にその中の大宗を占める石油の確保の基本的な戦略体制というか、そういうものは現在通産省としてはないんじゃないでしょうか。

あなたが行かれることについては、これはあなたの一つの判断に基づいて行かれることでありますから、われわれがとかく言う筋ではあるいはないかもしれないけれども、しかし、その中にどういふ意味が申し上げたように心配な点、一つは、無方針のままにあれらの諸国を回ってどういふ意味や価値があるのだろうかという一つの判断と、それからもう一つの問題点は、これは昨年、田中さんがまだ総理になられる前に、通産大臣でおられたときに、私は長時間にわたって石油の論争をいたしました際に、私は長年の持論として、油に限らず、まあ全体がそうであります、エネルギーというものは、もう空気あるいは水と同じように必要欠くべからざるものであるがゆえに、国家的な立場に立つて、その量と価格の安定をはからなければならない、そういう意味においては、

これを国内の精製業者にのみまかせて、足りなくなったらあわてて走り回るといふような醜態を演じないために、国家がその機能なり役割りを常時果たせるような体制づくりをすべきではないかということをおし上げたんですが、残念ながら、いまその時期ではないと、こういう御答弁で、結局のところ、自由主義経済の今日の姿のままでいくことが石油政策の根本であるというお話でございます。

しかし、最近の新聞等を見ますと、私が昨年指摘をいたしておりましたとおり、やはりここまですれば、その量的な確保と価格の安定のためには、通産省みずからが、法律を改正しても何らかの措置を講じなきゃならぬ。具体的には、去年私が指摘をしたとおり、いまの開発公団を、開発だけの公団にするのではなく、国内需給の問題、あるいは国際的な契約の問題等も含め、日本の石油の需要確保のための役割りもこの公団に持たせるようにしたらどうかなどというふうなことが新聞紙上にごく最近出るような情勢になってきております。

いままでの情勢の中には通産省に確たる石油政策というものがなく私は思っている。通産省はあると言いかもしれぬが、私はないと、こう思っております。そういう中で、あなたがアラビア沿岸の産油国一帯を回られるということ、これは誤解を生むものになりはしないかと私は非常に心配するんです。これは、これも同じことなんです、が、昨年のやはり商工委員会、当時、インドネシアから五千七、八百万キロリッターの油を、二億ドルの政府の借款とそれから一億ドルの民間借款という条件つきでわが国にローサルファの原油を持ち込むという、その持ち込む場合の新しい会社を設立するか、既存の会社でもってやるかといういろいろな政治的なやりとりがあって、これがいまだに尾を引いて、お互いに、私が知っている限りにおきましてはその醜聞が流布されておるわけですね。こういう問題を考えますと、かなり具体的に通産省としても石油の問題については確た

アメリカの今度の白書を見えますと、国産エネルギーを非常に重要視している、そして、国産エネルギーの中でも石炭とかガスに対する評価を再評価して見直してきている。そういう点が非常に顯著でございます。それから、率直にその不足を認めて、そして節約運動を大統領自体が提唱している。また、公害については、少しはまあ規則をきびしくすることをゆるくしてもらって、そして石炭その他の消費について考えてもらわなければいかぬというようなことまで言っている。これは非常に大きな変化であります。

で、大統領は、おそらく数年を予見してそういうことを言ってきていると思うんでありますけれど

も、そこまでアメリカが言うという事は、需給関係上、相当深刻な数字をつかんで言ってくるのではないかと私は想像されます。それは単に商務省だけの仕事でなくて、国防省とか、あるいは環境関係の部局とか、全部と相談してあの白書は何回か書き改め書き改められて出てきているものであると考えられますから、その需給の事象というものはかなり深刻な要素があると、私はそういうふうなことを、日本もそれを一つの頭に置いて今後のエネルギー政策をやっていくかなければならない、そう思っておるわけであります。

○大矢正君 あなたは頭がいいものだから先回りをして、私がこれから言おうとするところを先に答えてしまおうと困るんですがね。私は、とんでもないところから遠回りしてなぜ聞いたかと言え、アメリカ自身が石炭を見直さなきゃならぬというのを教書の中でニクソンがはっきり言っているわけですからね。ですから、問題をそこへひとつ落としてあなたの御発言を求めようと思つたら、あなたは先に、私が言わないうちに答えてしまふので、頭がよいということでは有名な中曽根大臣に私はとても大刀打ちできませんね、これは。

そこで、わが国の石炭政策に關連をして今度は言及をいたしますれば、約二千万トンに五十年度の生産、それから需要という形で押えていこうというふうな考え方が先般の審議会の答申で出され、今度の予算におきましても、それからきょう提出されております合理化臨時措置法におきましても、いま申し上げたことが前提となつてつづられていくわけですね。

そこで、私が申し上げましたように、石炭というものを再検討してやはりこれをもっと有効に利用するという立場の表明、こういうアメリカ自体が新たな方向をたどろうとする今日の情勢、このアメリカの石炭というもののコストというものと、同じ一トン掘るにいたしても日本の場合のコストとはかなりの開きはございます。開きはございますが、石炭を利用するという、すなわち資源というものは無限なものではないんだか

ら、やはり節約もしなきゃいかぬし、あるものは、これを有効に利用するという考え方、この発想が根本的になきゃならぬと私は思ふわけですね。

そこで、大臣いかがですか。私がこういう質問をいたしましたも、せっかくそれは審議会が答申したのだからいたし方ございませんといつて答えるであろうことは想像がつくのでありますが、新しいこういうアメリカの事象等もありますが、五十年二千万トンというものを基準としたこの石炭政策をもう一回考え直す必要性がないかどうかということですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 衆議院の石炭対策特別委員会、貴党の多賀谷さんや渡辺さんからも御質問がありまして、その際お答えしたこともございしますが、石炭というものは見直されるような時代が来ることを希望するし、また、そういう心がまえを持って検討を加えたいという趣旨の答えをしておるのであります。これはニクソンのエネルギー白書が出るだいに自分はそういうような感じを持ちまして、それでこういう表現をしました。米の問題について非常に一時余つてきたときに、これをやっかい視する考えが出てきたけれども、私は、松村謙三先生にその米の問題の話をよく聞かされて、食糧会計というものは余つたときにはじやまもの扱いにされるけれども、長い目で見たら非常に大事なものだ、自分は長い間米穀統制法以来米の問題を扱っているけれども、少し余つてくるとすくいやけがさすようなのが日本人の考え方、そのときに政治家がしっかり前途を見つめなければいかぬと、そういう現象は米に一時起きました。石炭もそれに似たものがあるのではないかと。やはりセキユリティーという面等も考へてみて、一定限度のものは常に自前で持つていなければならぬと。

それで、最近、エネルギー問題の動向等を見てみると、食糧会計とは性格も違いますが、それでも、それに似た一定限度というものは常々国家の存在上、政策として考へておく必要があるのではないかと。そういう意味で第五次答申というものはこれはぎりぎりの線と心得て、この回を守り抜いて、そして次に希望のあるような展開ができるような考え方を検討してみたらどうかと、そういう気持ちでございまして、それでエネルギー白書というものを考へ、それでその中に電力とか、石炭とか、石油とかのエネルギーの評価づけというものを、もう一回ここで通産省として反省してみたいと考へて、それで、第五次答申につきまなでございまして、それで、第五答申に示したわけでは、これをわれわれとしてはぎりぎりの線として守り抜く、そういう考へに立つて誠実に実行していきたいと思ひますが、これを途中で改定したり何かするということは適當でない、そう思ひます。

○大矢正君 ここで話を急転回するようでありすが、きのう、北海道の三菱大夕張炭鉱が労使協議会の席上で、経営者側から、六月末日をもってこの炭鉱を閉山するという内容のものが提示されたという、新聞に報道されておりますが、私はこれは非常に重要な問題だという感じがいたします。と申しますことは、この山の出炭量、それからこの山の、この炭鉱を中心とする周辺の地域社会というものがあまりにも規模が大きいです。それは石炭なるがゆえになくればもう全部なくなつてしまふというふうな、非常に地域社会にとつても重大な影響のある内容のものである。それから二千万トンを上回る需要と生産の確保という前田中大臣当時の話は、現実にはこの種の大きな炭鉱が閉山をされることによって、それ自身も不可能になるという懸念が生まれてくるのであります。

そこで、石炭部長でけっこうですから、あなたの方で入手をいたしております三菱大夕張炭鉱の閉山提案の内容、それから通産省が今日までの間に調査した結果等を御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐伯博蔵君) 先生おっしゃられますように、三菱大夕張炭鉱は、昨日、三菱大夕張炭鉱の経営協議会におきまして、閉山のやむなきに至つた事情を説明し、閉山の提案をしたということとを私たちも昨日聞きました。

この提案の内容でございしますが、先生御承知のように、大夕張炭鉱は昭和の二年ごろから開鉱いたしまして、ずうっと四十数年にわたつたわけでございしますが、その後、もともとこれは炭質はきわめてよろしいわけにございしますが、断層褶曲が多うございまして、かつまたそれに加へまして、メタンガスの湧出量がきわめて多い、それから地圧が多い等の問題があつたわけにございしますが、いろいろ技術的に克服いたしまして、今日まで年間約九十万トン程度を毎年採掘しておつたわけにございしますが、特に昨年の暮れごろから、現在採掘をいたしておりますところの地区の先にございします大きな断層が坑道掘進、それから探炭のためのボーリング等をいたしました結果、現在の採掘区域にきわめて近く寄つてきておるといふふうな状況でございまして、採掘区域がきわめて少なくなつていくということが判明いたしたような状況でございします。したがって、まして鋭意その端の端のところを掘進をし、次の採掘箇所を見きわめるべく努力をいたしたわけにございしますが、次にかわるべき切り羽のところもなかないところがないといふふうなことで、閉山の提案に至つたといふふう聞いております。

実は、私たちのほうも、主として現地の通産局を通じてございしますが、その辺の状況を把握いたしておつたわけにございしますが、私たちが現在把握しております状況も、炭鉱が言っておられます状況と比較的似ておりまして、最近の切り羽の状況も、四切り羽の体制でいってございしたのが、一つの切り羽は無炭地区になつてしまつたといふことで、最近三切り羽で採掘をいたしておつたわけにございします。その後の採掘の代替区域をいたしまして、具体的にあれでございしたら、あとで申し上げますが、いろいろ探索をいたしておりますけれども、それらのところがいずれもきわめて炭層が貧乏しておる、あるいは擾乱地帯で掘りにくい

ところであるというふうなところになっておるといふに判断して、最近の情勢はきわめてきびしいものがあるという情勢でございます。

私たちといたしましては、現地の通産局を通じて、あるいは直接本社の方へ指示をしまして、掘進の増強をいたすように指示をいたしまして、新しい地区の開発に全力を尽くすように指示しておいた次第でございますけれども、現在のところでは、ごく最近もまたもっと詳しいデータをだいたい求めたわけでございますが、なかなかいいデータが出ておらないというのが現状でございます。なお、一部、実は来週の月曜日までには資料を持ってくるように会社の方へ依頼をしておるわけでございますが、これは先週依頼したわけでござい

ますけれども、私たちが把握しております範囲では、きわめてきびしい状況にあるというふうに判断いたしておる次第でございます。

○大矢正君 私どもが耳にしているうわさとお申しましようか、その内容では、どうも経営者が今日の時点で閉山をするというのを前提にして、たとえば掘進計画を履行しなかつたとか、あるいはまたその坑道の補修その他、まあ保安上の問題についても万全の策を講じないできておいて、そうして、このとおりだからもう掘るところがないからやめざるを得ないというように閉山提案をしたのではないかとこういうようなことを感じ、あるいは述べている人たちがいるわけですが、こういうことがもしあったとすれば、これは重大問題ですわね。経営者が一、二年後にはつぶすんだという前提に立って、なすべきことをなさないで、最終的な一つの目標に向かって、すなわち悪い目標ですわね、それは閉山するという前提に立っての。そういうことがあったらこれはたいへんなんでね。もしそういうことであれば、そういう経営者に国が助成をすること自身がおかしいということになるわけですからね。私は、三菱の夕方張炭が必ずしもそうであったという確証はもちろんなりません。ただ、世の中の人はいさうい

ことをいろいろ言っている人が多いということな

のですよ。そこで何をいいたしますが、あなたのほうで十分その問題について調査をしてもいい、そういうことがあったかというところについてですね。まだ提案されたばかりですから、ここでもって御返事をいただくというところは困難かと思ひますので、私はその要望だけいたしておきますから。もし、そういうことが事実であったら、これはたいへんなことでございます。ですから、その事実関係をひとつ明らかにしてもらいたいということ。

それから、これは保安局に関連をしての問題であります。山を閉める原因の一つに、保安の維持が非常に困難である、したがって、人命を損傷する危険性が感じられるので、この際、やむを得ず閉山をするという内容もあるやに承っておりますが、この点はいかがなものでしょう。これは監督官が常時入って、保安上の問題に關しては調べているはずでありますから、そういう事実があればすぐわかるはずですね。まあいままでは何とか災害を防止することはできても、これから以降はほんとうの災害防止をすることが不可能だという情勢にあるのかどうかですね。この点についてお答えをいただきたいと思ひます。技術的な面も含みますから、もし局長が答弁しづらければ課長でもけっこうです、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐伯博蔵君) 私たちの手元にございます資料によりますと、掘進の実績は昭和四十五年度は五・三キロメートル、四十六年度には五・二キロメートル、四十七年度は五・八キロメートルというふうになっておりますので、最近、この統計によりますと、掘進はむしろ若干ふえておるといふふうな状況でございます。私が聞いております範囲では、昨年の暮れ以降におきましては坑道のいたみがひどうございまして、やむを得ず仕繰りのほうに、坑道の補修のほうに人が相当入った。したがって、仕繰りコース

がうんとふえましたので、その結果だと思ひます。掘進がごく最近では落ちておったようでございます。年間を通じますとこういう状況でございますが、先生おっしゃられましたように、もし先生がおっしゃられますようなことがございまして、これはきわめて重要な問題でございますが、私たちがほうで十分調査をいたしたいと思ひます。

○政府委員(青木慎三君) 先生御質問の夕方張炭の監督状況について概略お答えいたします。

夕方張炭に対しては、毎月一回巡回検査をしておりまして、最近の巡回検査は三月十九日から二十一日までの三日間、夕方張炭保安監督署の監督官が実施しております。その結果は、依然として坑道の維持があまりよろしくないというところがございます。

また、まとまった炭量がないために払いの移行が速くなりまして、従前に比しまして、総体的に坑道展開のおくれ等に伴ひまして、ガス抜きが十分行なえなくなるおそれがあるというような問題を監督の結果指摘しているようでございます。

それからまた、四月十八日から二十一日までの予定で巡回検査を実施中でございますが、これはまだ終了してないわけでございまして、現在まで入りまして情報によりまして、検査の結果、坑道が全般的に狭小化しております、このため運搬、通気、自然発火等に関しまして問題が生ずるおそれがある、十分警戒する必要がありますという旨を指摘することになるような模様でございます。

○大矢正君 石炭部長、これは私の意見として申し上げておきたいと思ひます。

先ほども申し上げましたとおり、きのうのきょうでありますから、詳細その他について確たる答弁をせよと申し上げても、これはまあ、なかなかできないだろうというのを私自身も考えますので、この問題についてはこれ以上こまかくはきょうの段階では、法案の審議がありますから触れませんが、しかし、そのだからといって夕方張の閉山というものは、あなたが話されたよう

に原料炭であり、しかも年産九十万トン以上、まあ百万トンに近いような生産規模を持つておるものであり、この炭鉱がつぶれることによつて、一万二千人の人間がそこからどっかに移動しなきゃならぬという重要な内容を含んでいるわけですからね。安易にこれについて閉山やむなしというふうな結論を出されると、これは地域社会にとつてたいへんな問題であります。

しかも、御存じのとおり、この炭鉱はもう山奥のどん詰まりでありまして、それより奥がないわけですからね。ですから、いやがもうでもこれはもうみな出てくる以外にないわけですね。行きどまりのところですから、それだけにまた、万が一閉山なんという事態になりますと、企業誘致などといひましても、とてもじゃないがそんなものは問題になるようなところじゃないわけですね、あなたも御存じのとおり。であるがゆえに、私は、まあ通産省もそう簡単に結論を出すとは思ひませんが、十分これはひとつ地域の社会の情勢、それからまた石炭政策等を加味いたしまして、熟慮の上ひとつしかるべき結論を出してもらいたい、こ

う思ひます。まあ断固やれと言ひましても、政策の中から出てくる助成策というものはおのずから限界がありますから、これは、この山だけ幾ら赤字になつても継続せよということまで私は言い切れないけれども、しかし、その経営者が安易に考えて、将来まあ赤字がこの山単独で見た場合に出るんではなからうかというふうな、そんなようなところだけでもつてこの種の炭鉱をつぶすというところは、これはやはり私は、そう軽々に判断できる内容ではないと思ひます。炭鉱といひましても、御存じのとおり、あと地を有効に利用できるような地域もありますし、この種の炭鉱のように、もうあと地などというものは全然利用するどころじゃない、もう死の町のようなところになつてしまふというところ、これはまた同列に扱つてはめられるという結果にもなりかねません

たがってこれより下というものはないのだ、か
ぬきをかけちゃうのだから、したがって、それか
ら上回る部分が以上ということなんだ、こうい
う具体的な説明までされておるわけです。

そこで、昭和五十年年度の時点になって二千万トンを下回るような事態が発生するようであれば、四十九年度なら四十九年度、すなわち来年度なら来年度において二千万トン以上の生産が維持できるような対策、対応策というものを考えられるのかどうか、大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。これは非常に大事なところだと思ひます。四十八年度はいま石炭部長が申しておりますからいいのですが、五十年年度において二千万トンを割る心配があるかどうかというやつは、来年度に入ればわかるわけです。来年度の予算その他の中で検討しなければ、二千万トンを五十年年度にしたらもう自動的に割ってしまうという事態が起こり得るわけです。そんな長い先の話じゃないわけですから、いかがでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 大臣発言メモにも万全の措置を講ずると、そうたしか書いてあったはずであります。これはあの需要の方面の答申を讀んでみると、いろいろ積み上げていくと千五百万トンくらいだというふうなのがたしかあったと思ひますが、万全の措置を講ずると大臣メモで約束しておるのでございますから、これは行政指導、そのほか財政上、金融上、あらゆる万全の手を使つてそれをあくまで確保しなければならぬ、そういうふうに私は心得ます。つまり、需要家に對して通産省はかなり積極的に乗り出して需要を確保する。その場合に、再三問題が起きてくるということがあるれば、財政上資金上等のめんども政府が積極的に乗り出してやる。そのほか考えられる可能なあらゆる措置を實行してみる、こういうことではないかと思ひます。

○大矢正君 これは努力をしてみろというふうな抽象的なことでは救われないうけです。やばり五十年年度の時点で二千万トンを下らない生産を確保するのだということ、その対策を立てるのだということ。それからもう一つありますことは、五十一年度以降をそれでは二千万トンを割つてもいいのかという議論もいたしておるわけですが、それはそういうことではない、二千万トンは必ず

と横すべりでいくのだ、こういうことが前提として話し合われているのです。これは御存じですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 横すべりでいくといふことは私はまだよく聞いておりません。しかし、二千万トンを確保するというぎりぎりの線という意識を持ってこれをきめていっているのだらうと思ひますから、横すべりでいくように努力すべきものである。昭和五十年に次の段階のいろいろな計画を、見積もりを立てなければならぬと思ひますが、そのときにはそういう考えを持って処すべきものではないか、私はそういうふうに考へております。

○大矢正君 これはお互いに議論の分かれるところでありまして、私が幾ら主張しても、これは五十一年度以降の問題になれば、その時点であらためて考へる以外にございませんと言われるとそれまでの話ですがね。

話がちょっと変わりますが、いま北海道で、北海道電力が伊達に火力発電所を建設するということがたいへんな騒ぎになって、北海道の新聞はもうこの伊達火力騒動が載らない日がないぐらひ、連日まあこれ載っているわけですね。東京紙にはそれほど問題視されてませんが、北海道では、いまやもう北海道あげてこれは注視的になっている。重大な内容のものなんです。それがゆえに、町長がリコールにかかってみたり、いま選挙中ですがね。たいへんな騒ぎが北海道電力と地域住民との間に起こつておるわけです。それに道議会が加わつて、賛否それぞれに分かれて、もう上を下への大騒ぎというのが現状ですね。

もし、これが油の専焼火力ではなしに石炭の専焼火力であれば、このような問題が起きないで済んだんです。これは、ここに公益局長は呼んでおりませんから、私はその面まで言及できませんが、私は前から何回も申し上げておるのは、私企業である北海道電力に、完全な電力の供給、すなわち地域独占を許される、その反対としての安定供給、これを私企業の北海道電力だけにまかせると

いうことは、もう今日では非常に困難な情勢になつていふ。

したがって、地域の住民も受け入れるような内容のものでなければならぬし、といたしますれば、海外から運んでくる油を使つて電力を起すのではなくて、やはり地元から産出をされまする石炭を使つて発電をするということが大事なんじゃないだらうかと。そうすることによつて、地域の住民からも、やはり北海道の産業を守るんだという意味で納得してもらえ、あるいは理解をしてもらえるという可能性が生まれるんだから、ですから、私企業である北海道電力に油の専焼火力を認めるのではなしに、私企業がやらないんだから、いまあります電源開発が、高砂や、あるいは竹原や磯子でやつておりますような石炭専焼火力を、逆に北海道で政府の援助でつくることによつて、あの種の摩擦は起きないで済むんじゃないかとすら実は私考へております。

これは御存じのとおり、北海道電力にまかしておけば、勢ひその将来のことを考へますから、石炭よりは油のほうがいいんだと単純にそうなつてしまひます。これは私企業としての考へられる当然な帰結なんです。しかし、それを認めていたのはまた地域住民との間に摩擦が大きくなつて、血の雨を降らすような騒動に発展をするわけですね。

ですから私は、政府も思ひ切つた助成をする。かつては、年間二十億円ずつ、電費が三つの火力発電所の建設に際しては、何年か、私、記憶しておりませんが、出資をして発電所をつくつた。あれをもう一回ここで繰り返して、産炭地域であります北海道に電費による火力発電所の建設、石炭専焼の火力発電所の建設をすれば、私は、北海道におけるこの電力の予備率というものは下げないで済むんじゃないか、安定的な供給ができるんじゃないかという感じがいたします。もう今日では、機動隊でも出ない限りは一步も進行しないような情勢に残念ながらいま北海道のこの伊達火力発電所の現状はなつておるわけですからね。

これを、もし石炭専焼火力にする、しかし、私企業としては問題があるとすれば、これは従来やつたような、電源開発に国がそれ相当の出資をすることによつて、あるいは将来、石炭をたくわけですから、多少コスト高になると思ひますが、その際に、それをある程度石炭対策の金の中から補償をしてやるといふような措置を講ずることによつて、北海道で石炭火力ができていけば、私は、今日のような状態は解消できるのではないかと。それで、電費は電力をつくるだけで一般家庭や工場に供給する能力がないわけですから、当然これは北海道電力に売電をすることになります。北海道電力が買わないと言えどもどうにもならぬじゃないかというふうな議論があるいはあるかもしれませんが、少なくとも、少なくとも、地域独占を許されて公共性を持つていふ電力会社が、火力発電所を一つつくつたからといって、その電力の受け入れをしないというふうな態度は、決してこれはよくないと思ひます。私はそういう意味で、むしろ電源開発等に北海道において火力発電所をつくらせるといふこと、これを實行すべきではないかという感じがいたします。衆議院でも、何か北海道に石炭火力発電所を建設してはどうかというふうな発言があつたと思ひますが、私は長年の持論を持つておるものですから、この際、特に大臣に意見を聞いておきたい、こう思ふのです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 産炭地火力をやろ、それで北海道を第一順位にしよう。それで北海道の地点、それから公害問題、つまり住民の協力を得るといふことが大きな問題なので、その辺を至急検討せよ、それからどの程度の容量のものか、それも検討せよ、そう公益事業局に命じてありまして、いろいろ作業をやつております。それで、大体中間的に聞いておるところは、三十五万キロ程度のものを二基やたらどうかと、金額にしてたしか一基二百億円から三百億円ぐらひのものであつたと思ひます。それで、問題は公害防除対策で、これを長く恒久的に各地でやろうとすれば、公害防除対策が非

常に大きなものでありますから、排煙脱硫とかそのほかの公害対策を至急見きわめるように促進すると。それから、大体設置するすればどの程度で、どの場所あたりが可能なか、その辺の見当をつけて、荒ごなしなことでもいいけれども、できそうなのところがあったら言ってい、そういうふうな局長には命じてあるわけでありす。

○大矢正君 しばしば引き合いに出して恐縮ですが、大臣メモの中にも、産炭地における火力発電は需要確保のためにやらなければならぬということになっているわけですよ。それで、そのための最善の努力をいたしますと、こうなっておるのだから、見ているところどうも最善の努力をやったというふうには思われぬ。これは四十八年度予算を最終的に大蔵省との間に取りきめる際にも、どうとう産炭地火力発電のための調査費すら結局できなかったですね、大臣。これは通産省は、調査費はこの中に入っているのだと言われども、大蔵省に言わせると入っていないと、こう言っているのですよ。だから、金は多少ありますよ、ほんのわずかな金だが、通産省はこの中に入っているとおっしゃるが、大蔵省は入っていないとおっしゃる。まあこんな程度のものなんです。これじゃとてもこれは話になりませんからね。いまさらあらためて補正予算なんて、このために補正予算なんてできるはずのものじゃありませんからやむを得ないにいたしましたも、これはぜひひとつ努力を今後一そう続けてもらいたい、こう思います。

それから、局長から答弁いただくか、石炭部長から答弁いただくか、いずれでもけっこうでございますが、油の関税収入、この一〇％が石炭勘定として石油石炭特別会計に入るとは御存じのとおりですね。

そこで、先般の答申によりますれば、四十八年度から五十一年までの四カ年間で四千七百億円から五千億円くらいの関税収入があるであろうと、したがって、これを有効にこの石炭政策に使うんだと、こういう結果が出ておりますね。これは四カ年で五千億といたしますれば、当然のことな

がら一年に割りますと千二百五十億ですか、そういう計算になると思えますね。ところが、四十八年度は予算上から見ますと千八百億ですか、そうすると四十九年、五十年、五十一年というこの三カ年間のというのは、かなり大幅に予算面では原資がふえるという勘定にもなると思えますね、数字からいいますと。この金は何に使いますか。どういふところに重点を置いて使いますか。

もちろん、今度のこの法律の中で、昭和四十五年ですか、百何十億か借りた金をあと七、八十億返さなければなりません。その金はもちろんこれは返すといはしてしましても、本年度のように千八百億程度のものではなしに、平均して千二百五十億くらいになるわけですから、四十九年、五十年、五十一年の段階になれば、それが千三百億なり千四百億なりい年間に思えますね。そうすると、いまから見ると、来年度で借金がいよいよ終われ、五十年度からはかなりの金額になると思えます、ふえる内容が。その金はどこに使われるか、これが一つには大きな問題だと思つた。失業対策費とか、それから公害だとか、あるいは産炭地域振興事業団とかいって、こういうものにその金をほとんど持つていって、政府がやらないことのしりぬぐいですよ、それを石炭の会計の中からやられたんじや、これはもう問題にならぬわけですね。

で、具体的にひとつと詰めますと、たしか私の数字に間違いなければ、四十七年度の時点における予算からくる対策効果というものは、トン当たり千五百九十円、これが四十八年度、すなわち今年度から新たに第五次政策が発足して新しい対策を織り込んだ段階におけるその効果というものは、トン当たり千七百三十一円といたしますと、まあ金額にしてまことにわずかなものにはかならぬわけですね。物価はものすごい勢いでいま上がっております。当然賃金が、給料が上がりますね。坑木も上がりますよ、木材不足で。セメントはなしと、こう言っていますね。ものすごい勢いで物価が上がっているのに、対策効果が千五

百九十円から千七百三十一円になったって、これでもって石炭対策が十分になされるなどというのを考えること自身が私にはふしぎでならないわけですが、最初に申し上げたことといまのことを関連してどのような御判断を持っておられるか、お答えをいただきたいと思つた。

○政府委員(外山弘君) 答申案の最後に、御指摘のように、四千七百億円ないし五千億円の財源の確保にとめるということがはっきりと要請されております。これはまた、対策期間が四年でございまして、御指摘のように四分の一ずつということにしまして、ことしの千八百億をかなり上回る数字が平均的には言えるわけでございます。したがって、ことしよりは来年度、来年度はさらに再来年へと、どんどんまあふえていくということを一応私も予定しているわけでございます。

どういふ内容かと申しますと、これはやはりいろいろそれぞれの項目がふえる要素を持っていると思つた。しかし、肩がわりのような問題は、だんだんとやはり金がいける項目の一つだろうと思つた。それからあるいは、たてまえてしましても二千万トンを確保するというところにこの答申の最も重要な柱があるわけでございます。したがって、その努力が企業的になされることをできるだけ助長する、そういう項目にできるだけ増加分が充てられていくことが、私はそれが一番よろしいのではないかと思つた。なお、各項目につきまして今後十分そういう趣旨で検討を進めてまいりたいと、こう考える次第でございます。

○大矢正君 大臣、いま私が申し上げましたように、それから局長が私に対していま御答弁がありましたが、今年度は千八百億程度ですが、油がわが国に入ってくる量の伸びというものはかなり高いものがありますから、それに従って石炭会計の原資である関税というものもふえてまいりますね。その結果が、いま申し上げたように四カ年間で平均で五千億とすれば千二百五十億、ことしは

千八百億円ですから、五十年あたりはおそらく千四百億円くらいにまで金が伸びる。

そこで私は、金の使い方ですが、一つの問題点は、やっぱりこの金は需要の確保の問題にまず最優先に考えるべきではないか。原料炭の場合には、鉄鋼、ガスが膨大な量を海外から入れておるわけですから、わが国の原料炭の生産がたとえ千二百五十万トンあるいは千三百万トンにしても、全体から見ればそれほどばらばらな鉄鋼あるいはガスに対して負担をかけるものではないと思つた。したがって、やっぱり中心はどうしても一般炭であります。また、一般炭を使用する電力が中心にならざるを得ない。それ以外にこの需要を求める道はないといつても過言ではないと思つた。それ以外には暖房といひまして、最近ほとんどん変化いたしておりますし、国鉄はもう石炭は使っておりませんし、そのように考えてまいりますと、相手が好むと好まざるにかかわらず、残念ながら電力にこれを使つてもらふ以外にない。電力といひまして、なかなか九電力というものは狭くて、そう簡単に引き取つてくれないですよ、石炭を。とすれば、この際、この原資にある程度の余裕が生じてくる来年度、再来年、その辺に目がけて、一つはさきから申しておりますように、電源開発に、北海道なら北海道にこれは火力発電所を建設させるというふうな、もちろんそれに資金を使うという事です、そういうことで、需要の確保をまず一つはかかることのためにこの資金を利用するというのが第一の問題。

それから第二の問題点は、いま私が申し上げましたとおり、旧政策、旧政策といつても、現在もその政策を実行されているわけでありまして、四次政策の最終年度であります四十七年度の対策効果というものが千五百九十円に対して、四十八年度は千七百三十一円にかならぬわけ、物価の上昇にも追いついていないようなこういう内容では、これは金は非常に使われているように見えるが、實際上、この石炭産業の存続に大きな力を

果たしたとは思われません。特に、答申の中では安定補給金というものを引き上げないとい書いてあるのだが、ことしの予算にはそれが全然載っておらぬわけですね。これはまあいろいろ予算の配分上こうなったのだらうと私は思いますから、これ以上深くは申し上げませんが、第二の金の使い道は、私は、この答申というものを完全に実施する意味で、やはり安定補給金をできる限り引き上げる、その原資に増加分を使うというようにすることを考えてもらわなければいかぬと、こう思うのです。

政府は、たとえば九州方面におけるこの緊急就労とかというものは、もうずいぶん古くから行なわれているわけですが、最近では、それが開発就労というものが新たに増加されておりまして、ずいぶん昔からこれはやっていたわけですね。もうこれは石炭対策で救われるべき失業者対策じゃないに、国の一般的な失業対策として行なわなければならないものを、この石炭特別会計の中から金を引き出してやっていくわけですね。ずいぶんこれは昔の話ですよ。これはもう七年も八年も先に出た失業者に、石炭会計から金を出して就労事業をやらせなきゃならぬなどというようなことは、これはもうおかしな話じゃないか。したがって、一つには需要の確保、一つには現在残っている産業の安定確保のためにこの資金を使うというところに積極的に取り組んでもらいたいという考え方がありますが、いかがでしょう。

○政府委員(外山弘君) 先ほど二十万トンの確保が一番大事であると申し上げましたが、ということはいまもう御指摘のように、まず、その前提としての需要の確保ということ、それからこれを供給する企業側の安定ということ、どちらも非常に大事な柱であらうと思います。この辺が中心になって今後ふえてくる要素の大きな部分ではないだらうかと、こういうふうに考える次第でございます。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり需要の確保ということが非常に、最も大事なことであると思

います。その方面に予算は重点的に使われて、需要をまず確保をする、そういうことを実行したいと思ひます。

それから労働関係の安定のための費用というようになもの、私、つまびらかにいたしておりませんが、石炭関係から出ているそういう対策費として使われるものは、やはり石炭関係のワケ内です。まだ処理してきて、これはやむを得ないんではないかと、こういうふうに思ひます。

○釜山昭範君 それでは、二、三質問したいと思ひます。

先ほどちょっと出てまいりましたが、きのう発表になりましたアメリカのエネルギー教書ですが、この教書について大臣の所見を初めにお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げましたが、ああいう教書が出るについて、もう少し早く出るといわれておたのがこういうふうにおくられてきたというのは、ぎりぎりのときまでアメリカの国内各省庁で調整して、そして最後に大統領の決断で出てきたんだらうと思ひます。

どういふ点がじゃ中で問題になったかということとを想像いたしますと、私は、やはりアメリカのそのような国柄ですから国内の生産関係、消費関係、それから海外に対する世界政策、あるいは影響、それからやはりもう一つは安全保障とか国防、そういうさまざまなものがかみ合って、そして各省の間をくり抜けてくる間に時間もかかったんじゃないかと、そういうふうにまず第一に私は感じました。

それで、あまり極端にアメリカの石油が不足するということを表現すると、世界的な影響もあるものだから、その辺は少し抑制したんではないかという気がいたします。そして、しかし、足りな

いから節約運動をやろうということ、そちらのほうの間の表現をやつてきているのではないかと。そして、それと同時に、国内関係のエネルギーを大事にして、これを長もちさせて使おう。そのために総合的に石油、石炭及びガス並びに原子力と、そういうように一つ一つを検討してみて、そしてそのおの位置づけをやつたと、そういう苦しい事情になったんだから、あまりぜいたくを言わないでみなさんもがまんして、国産エネルギーを大量に使うという点については協力してください、そのためには、公害の基準についてもあまりきびしいことを言わないで少しはがまんしてください、そういうような態度でアメリカ国民に訴えてきた、そういうように感じました。

○釜山昭範君 私はきょうは、大臣がいま最後のほうでちょっとお話がございました、特に今回の教書の中で、新聞報道等の中にも指摘がされておりますが、「国内に豊富にある石炭の有効利用に」と、このため一九七五年に予定されている大気汚染防止期限の第二段階の適用を一時延期する。こういうぐあいに新聞にも出ておりますが、これは私は非常に重要な問題を含んでいると、こういうふうに考えます。

特に、この中で環境保護論者——いわゆる資源の今回の白書を、エネルギー教書を出すことになった責任の一端は、そのいわゆる環境保護論者にある、というふうな書き方を一部しているわけですね。しかも、これは結局われわれが考えますと、完全な責任回避じゃないか、こういうふうな考え方があつたわけですね。また一般のマスコミの中にも、そういうふうな批判をしている人がおられます。また新聞報道の中でも、これはこういうことを書いています。これは、生命を維持するため石油が必要という考えに基づいて、これまでの生命を維持するために環境を保護しようといういわゆる反公害運動に対する大資本などのやり戻しに、ニクソン大統領が屈服したと、こういうふうな評価も加えていられるわけでありまして、これは非常に重要な問題だと思つたわけです。こういう点については、いわゆるこの方向の見方については、大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) アメリカという国は日本と国情を異にいたしております。また、環境の汚染度も日本とはだいぶ違つておりまして、傷

は浅いところがあるだらうと思ひます。その上に、アメリカ人はわりあいプラグマチストで、特にニクソン大統領の場合は現実性の多い人ですから、柔軟性があつて、したがって、自動車におけるマスキー法案も、GMやその他の強要請されて一年延期するとか、そういう柔軟性を持った政策をやつておりますが、同じような考えで、エネルギーの問題についての汚染を一時延期すると、そういう態度に出たのではないかと、思います。日本の場合は、ほかの国よりも汚染度が進んでいる場合が多いという状況ですから、いままでの基準をやはり守り、あるいは状況に応じては基準を締めていくと、そういうことを考えて、独自の線をやはりたどるべきであると思ひます。

○釜山昭範君 私はいまの大臣の御意見に賛成なすけれども、確かにアメリカとは国情も違ひますし、非常にアメリカのこういうふうなものは、その影響は及ばないだらうと私は思うのですけれども、しかし、実際、このアメリカのエネルギー教書が出てから財界ではいろいろのことを言っているわけですね。この教書に対する感想を求められているいろいろなことを発言しているわけですね。

その中で、特にある財界人は、要するに、「国民感情を逆ナデすることになるから絶対名前を出さないでほしい」という条件つきでありますけれども、非常に、まことにけしからぬことを考えているのです。これはそういう条件つきですけれども、「日本は公害問題について感情的になり過ぎている。」大臣はどうお考えか、あとで伺ひたいと思つたのですが、「感情的になり過ぎている。」というふうな見方がもしも財界で一般的であるというのであるならば、これは非常に重要な問題だと私は思ふんです。しかも、「教書のように日本も環境規制の緩和を検討すべきだ。」というぐあいに語つたと、こうなつてくるわけですね。これは非常に——こういうふうな先般のマスキー法あるいは今回の教書等に続いて、日本もこの二つのいふような問題から影響を受けなければなら

と私は思うんです。いわゆる財界からのいろんな圧力というのもこれからますます強まってくるのではないか。われわれの立場からすれば、非常にはいろいろな規制を緩和しろ、そういう圧力というのはいくらもあいに警戒をし、われわれも心配をしておるわけでありますけれども、しかし、現在の、いま大臣もお話ございましたように、公害の進みぐあいという点から考えましても、アメリカなんかとはもう比較にならないほどたいへんな実情にあるわけです。

そういう点から考えて、大臣、もう一点も
う一回お伺いしたいんですが、こういうふうな、
これは大臣の指導管轄下にあるわけですね。私
は、どういう人がこういうことを言ったのか実際
は知りませんが、いわゆるマスコミの皆さん、
んの報道の中から出ているわけでありますから、
それが事実であるかどうか確認したわけじゃあ
りませんけれども、もし、こういうような考え
が一般的であつたりすれば、これは非常にたいへ
んな問題だと思いますし、将来の日本というこ
とを考へて、こゝら辺のことについて大臣の所見
をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣・中曾根康弘君　私のところにはまだそういう圧力は全然きいておりません。財界にもいろんな人がいて、まだ時代のわからない人もおるものかもしれません。私らはやはり政府がきめた環境基準及び環境政策を日本独自の線として自主的にこれを確保していく、そういう線で邁進していくつもりであります。

○峯山昭範君　これは、大臣ですわ、きょうは法案とは直接関係がございませんけれども、環境を守るという点から、ただいまの大臣の考え方、あるいは所見はよくわかりました。

ただし、実は大臣、非常にこれは重要な問題で、先般から私は予算の分科会等で取り上げている問題があるんですけれども、要するに砂利の採取、採石、この両方通産省の一応管轄になっておる。許可等も全部通産省がやることになっているわけ

です。ねーかしながら、私は、現実にはこの砂利を採取している現場にも行ってまいりましたし、先般も、これは公害対策特別委員会、京都のほうにおいて砂利採取による非常にたいへんな被害が起きている。

それで、私が大に要望したいのは、こういうふうな業者、あるいは砂利の採取を許可する権限と、というのは都道府県知事と、その上にある通産省と、この両方になっているわけですね。そういう点から考えますと——しかも、内容があまりにもひどい内容です。というのは、トラック一台一台に積んでいる砂利の量にしても、ほとんどが積載違反で、反ですし、また山をくずしていくそのくずし方も非常にひどいものがあります。そういう点から考えて、実際、大臣は、山砂利を採取するそういうふうな問題について——先般、私は、通産省が管轄であるということを知りませんでした。まことに、お恥かしい話なんですけれども、大臣はそこら辺のところは御存じかどうか、一ぺんお伺いしたいんですけれども、実際問題、これはもう少し本格的に指導してもらいたいと思うし、こういうふうな問題が現実にはたくさん起きているわけですね。そういう点についても所轄の大臣としてやはり真剣に取り組んでもらいたいと思うんですが、この点もう一ぺんお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 砂利採取関係は、採石法のもとで許可権は知事が握っておりますけれども、法律そのものは当省の所管になっております。

この点もう一ぺんお伺いしておきたいと思います。
○国務大臣(中曾根康弘君) 砂利採取関係は、採石法のもとで許可権は知事が握っておりますけれども、法律そのものは当省の所管になっております。

先般来、先生から砂利問題をいろいろ教えられておりますが、私も同じような憂いを持っております。各地へ行ってみると、山はだが荒らされて美観を害しているということのみならず、場所によつては災害を起こす原因になっているという場所もございます。私の感じでは日本のこの国土改造というような問題は、まあセメントもさることながら、砂利問題で行き詰まるんじゃないか、そういう意味において、この砂利問題というものの本格的に取り組む必要があると、そういうように

昨今痛感しているところでございます。

○**峯山昭範君** この問題は一間で終わろうと思つたんですけども、大臣からちよつと一ツ気になることを発言がありましたので、ちよつともう一ツ聞いておきたいと思ひます。

砂利問題はセメントに次いでこれは問題になると、確かに私はそうなるであらうと思うんですけれども、大臣ね、セメントと同じように不足を来たして非常に建設等重要な問題になってくる、確かにそうであらうと思うんです。先般、総理大臣が砂利の採取についてもっと規制を緩和しろと、これは川砂利の問題も含めてそうなんです、そういう話があった。非常にいまの災害、あるいは公害の起きぐあいから考えて、重要な問題だと私は思うんです。

私は砂利を採取するにしても、採取のしかたがあると思うんです。また、自然環境をもとどおりにするという問題もやっぱりあります。許可条件というのがやっぱりあると思うんです。そういうふうなきちつとした行政指導がばっちりなされておれば、私はある程度認めてもいいんじゃないかという点があるわけです。ところが、いわゆる許可条件がはつきりしない、そしてむやみやたらと山をくずしていく、許可がない前からもう採取の準備をしておる、現実にはそういうようなことになっているわけですね。これは非常に重要な問題ですし、やはりセメントと同じだという、ただ、簡単な考え方じゃなくて、その点はきちつとしてもらいたいと思います。

それからもう一点、大臣がこれから言ひそうなすから、ちょっと前もつて言いますけれども、この間、私はここでのいろいろ話をしましたら、この間の権限は都道府県知事がほとんど握つていて、このう言うわけです。ところが、現実にはそのあくる日に、私の住んでゐる大阪府の知事は、こういうぐやうになつたのは全部国の統割りの責任だと、全部国の責任だという発言をしました。要するに、両方とも、これはお前のところの責任だとお互いになすり合ひじゃ、実際に被害を受けてゐる住民か

らしてみればたいへんな思いをすると思うんです。この点あわせて御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは地域・地域によつていろいろな事情が異なるところがあると思います。まあ県によつては県会議員さんがかなり力をつけていて、知事さんに対していろいろな働きかけで許可をさせるとか、知事さんのほうでも、県議員さんの意見を聞いてものをやつてその地域・地域の利害関係が反映されるとか、そういうようなものも見受けられますし、あるいはそうでないという場所もございます。結局は、まあ国や公共団体が十分な策をしていないから住民の皆さんに迷惑が出てくるわけでございますから、この砂利問題というのは、最初に申し上げましたように、セメント以上の大きな本質的問題に日本ではなつていくと、そういう自覚を持ちましていろいろな対策を考えていきたいと思つております。

○**峯山昭範君** それでは法案そのものに移ります。特に石炭の管理体制のあり方についてちょっと伺いたいと思うんですが、先般から石炭については、たとえばイギリスなんかでは、相当最近の新聞報道等でもいろいろいわれておりますが、石炭を国有化しろとか、いろいろな話があるんですが、イギリスはもともと国有化になっているわけですが、しかし、問題は種々日本と同じようにあるようであります。また、今回も、どのような形にするのが最も効率的であるのか、いわゆる管理体制問題について、あるいは国有化論、あるいは全国で一社、あるいは九州と北海道の二地域に分けて二社業にするとか、あるいはその統一した管理会社、あるいは華國有にしたいいわゆる石炭管理公社案、そういうぐあいにして、まあそでほか生産は各社にまかせて販売を二手にするとか、そういうふうないろいろな各種の構想があったと私たち聞いているわけですが、今回の第五次答申では、実際問題としてそういうようなことについては具体的に触れておりません。しかも、結論として、個別の企業の責任と努力を一生

○峯山昭範君 この管理委員会の位置づけで、
どね、位置づけにつきまして何か答申では、業界
内需給調整委員会及び炭鉱の自主的活動に対する
助言指導の機構であるという位置づけですね、そ
ういうふうな位置づけが答申の中ではあったよう
であります、実際にこの法案の中には管理委員
会そのものの位置づけといいますが、そういうよ
うなものは――機能ですか、それは明確になっ
ていないわけですが、この点については何か
炭鉱関係者から強い不満が出ていると、こういう
ように私たちが聞いておるわけですが、これは
要するに、何か意味があるんですか。また、管
理体制というからには、もう少し何らかのきちっ
とした強力な権限なり、そういうようなものが
あってもいいんじゃないかと、こういうぐあいに

の機能を持ち合わせるということになるわけでございませう。要は、答申の趣旨を生かした運営が行なわれるということが非常に大事でございまして、法律のほうのたてまえは組織論、法律技術論、両方のたてまえから見てこういう表現になっておるわけでございまして、内容的には何ら違っていないというふうに私どもは考えております。

○峯山昭範君　といいますことは、結局答申のとおりであると、そういうぐあいにとってよろしいですね。

それでは、次に、もう一点お伺いしたいんですが、いわゆる石炭企業の脱石炭傾向というのですかね、そういうようなのが最近いふところで見られるわけでありますが、まず、この石炭企業が石炭生産部門を分離して、そして別会社をつく

ら、元太平洋炭鉱株式会社が分離いたしましたし、子のはうが太平洋炭鉱株式会社というのになつております。親会社のはうは太平洋興発株式会社というふうな形になっております。これは四十五年の十一月でございます。それから、最近の例でございますと、松島炭鉱がやっぱり炭鉱の生産部門を分離いたしました、分離しましたものが、前と同じ名前の松島炭鉱株式会社でございます。親会社のはうは松島興産ということに名前が變つております。これはことしの四月でございます。

進すると、まあそういうふう考えているようですね。もしそうだとすれば、この第五次対策の意図する効果ですね。まあ第五次対策でそういうふうな効果を意図しているのかどうか、また、あるいは通産省自体はそういうように考えているのかどうか、この点ちよっとお伺いしておきたいと思っています。

○政府委員（佐伯博蔵君）　あるいは前後するかも知かりませんが、私たちは五次策が分離を促進するというふうには考えておりません。先ほど、まあ簡単に御説明申し上げましたが、五次策と分離そのものとは関係はないというふうに私は思っています。

経済的採炭量の少なくなるところ等で閉山をするところも出てまいるのじやなかろうかというふうに思います。それから、一部でございしますが、増産をいたしますところもございしますし、また新鉱を現在開発中でございまして、それらがそのころには生産を開始するというふうなところもあるわけでございします。

○須藤五郎君 私は、現在二千八百一十万トンと言ったのは、「石炭時報」の四十八年二月統計をもとにしてお尋ねしたんですが、百万トンほど低くあなたは答えになっておりますが、あなたの答えのほうが正しいんですか、どうですか。

○政府委員(佐伯博蔵君) 昭和四十七年度でございまして、つい三月末日が締め切りでございしますので速報でございしますが、ちょうど二千七百万トン程度が一新新しい数字でございします。

○須藤五郎君 そうすると、いま現在この二千七百万トンを出炭するために働いておる労働者の数はどれだけでございましょうか。

○政府委員(佐伯博蔵君) その前に、私が先ほど申しました二千七百万トンは四十七年度でございまして、先生お話しになりました二千八百万トンは、四十七年の一月から十二月までの暦年の数字でございします。どちらもう正しい数字かと思えます。

それから、労働者の数でございしますが、これはちょっと古い数字でございしますが、昭和四十七年十二月末でございしますが、全国で常用労働者の方が三万四千八百五十五人でございまして、請負夫の方が全国で六千四百五十七人、臨時夫の方が千八百九十二人、職員の方が五千八百二十五人、合計いたしました四万九千二百九十九人でございします。

○須藤五郎君 そうすると、これを五十年間で二千万トンにするとなれば、労働者を減らさなきゃならぬということはいやでもおもうで出てくる問題だと思ふのですが、どのくらいの労働者にして、どれだけ労働者の数を減らそうというお考えですか。

○政府委員(佐伯博蔵君) これも先ほど申しまし

た昭和五十一年度の基本計画の中、あるいはその参考というふうなことで五十一年度に生産量が幾らかと、それに基づきます労働者の数が幾らというところは、基本計画の中ではっきりさせなきゃならないわけでございしますが、現在の能率よりもそう飛躍的に能率が上昇するとは考えられませんが、これに、二千万トンに相応したような労働者の数になるのじやなかろうかと思ひますが、それはもう少し御猶予を願ひまして、昭和五十一年度の基本計画の中ではっきりさすようにいたしたいと思ひます。

○須藤五郎君 おそらく、委員の方々みなそういう点を非常に心配をしていらつしやうと思ふのですね。先ほどの大矢さんの質問の中にもそういう意味が受け取れたんですが、八百万トンの石炭を減らすためには相当数の労働者を減らしてしまわなきゃならぬことになるだらうと思ふ。そのときにその労働者をどれだけ減らすかということはいまあなた答へませんけれども、それをどういふふうにするかということですね。あと始末ですね。そういうこと、いまでも考えないでやっていらつしやるのか、どういう考えを持っているのか、そういう点ですね。それで私はどのような方法で進めるかということには、そのことも含まれてのことなんです。だから毎年どれくらい石炭を減らして、そして毎年どれくらいいづつ労働者の数を減らしていくと、ついでに、その減らしていく労働者はどういうふうにしていくんだと、そこまでやっぱり責任ある政府当局としては考えていかなきゃならぬと思ふのです。それを私は聞いておるわけですね。

○政府委員(佐伯博蔵君) ことばが足りませんが失礼いたしました。昭和五十一年度の基本計画をつくりまして、昭和五十一年度の基本計画を参考したい形になると思ひますが、年次別のものも当然御検討願ひなければならぬわけでございます。

その間に労働者の数はトータルでは減つてまいりまして、いわゆる定年退職等の自然減耗の方もおられます。それから一部よその企業にお移りになる方もおられるわけでございます。それから、特に閉山等がございしますといろいろ問題がございします。そういうときには労働者のほうと十分連絡をとりまして、就職あっせんをいたすわけでありまして、それからまた、その地域を離れるのがいやだという方も相当おられます。また、ほかのその地域の振興をはかるという意味から、もし閉山等ございましたら、企業誘致をいたしまして雇用につとめるというふうな、いろいろ手段を通じて雇用対策に当たつてまいりたいと思ひますが、今後ともつてまいりたいと思ひます。

○須藤五郎君 労働者は将棋のこまと違ふんですよ。あつち移り、こつち移り、そんなばつばつと居住地を変わつたり、そんなことのできる問題じゃないと思ふんですね。やはり労働者には家族もある、あるいは子供もある、子供には学校の関係もある、いろいろな関係があるわけですよ。だからあらゆる問題をよく考慮して、そうしてちゃんとした方針を立ててやらなかつたら、自然に減つていくだらう、閉山して自然に減つていくだらうという、こんな安易な考え方はこの問題は解決しないと思ふのです。もっともつと働く人たちに親切に、親身になって末の末まで考えて、そして政府のほうでちゃんとした方針を立てていかないと私はいけませんと思ふんですよ。

と、何もうたてていない。もうそのときになつたら、何もうたてていない。そのうち閉山で労働者は自然に減つていくだらう、定年がきて減つていくだらう、そんなことしかあなたの頭の中にないというところは、労働者の立場に立つたらとても不安なことだと言わなければならぬと思ふのです。だから、もっとその点はよく考えて、労働者がいやな思ひをしないでもよいように、ちゃんとこれから私は方針を立てていってほしい。もしもその

方針が立つたら私たちに報告してください、こうこういうやり方でこういふふうに進めてまいりますというのを報告してもらいたい。

私たちはこの二千八百一十万トンで、それを二千万トンにしていくことに反対なんです。減らすことに反対だということは、その結果いろいろな働く人たちが非常に迷惑をする、だから私たちは減らすことに反対なんです。あくまでも、もっと二千万トンを三千万トンにし、三千五百万トンにでもしていけというのが私たちの主張なんです。それをあなたたちが減らすというんだから、減らす以上は責任を持ったやり方をしなきゃならぬ。ところが、まだ立つていないものを私がここで言えといつても無理だから、これ以上追及はしませんけれども、そういう方針でいっていただきたいと思ふんですが、大臣、その点は間違いありませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 閉山の場合の労働者の対策に十全を期せなければならぬということ、御説のとおりでございします。

ただ、閉山の場合の形態、内容が、各鉱山鉱山によつて非常に違うと思ふんです。北海道の場合、九州の場合、奥山の場合、里に近い場合、いろいろ違うと思ひます。したがって、そういう事態が出てきた場合に、その町の人に即してやり方、その会社の方針等にもらみ合はして立てていかなければならぬ。千差万別の態様がいろいろあると思ひます。しかし、基本的に共通してあることもあると思ひます。その基本的に共通してあることにつきましては、お答えできると思ひまして、その点については、研究した結果、先生のと

ころへ御報告申し上げます。

○須藤五郎君 石炭産業は、いま大手九社関係が二十炭鉱、それから中小三十八炭鉱、合計五十八炭鉱だと聞いておりますが、いままた大手優良炭鉱といわれております三菱大夕張が閉山の方向にあるというニュースが伝えられております。五十年間二千万トン体制というのは、一体幾つもの炭鉱が残っているということなのか、政府はどのよ

うな見取り図を描いておるのか、伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(佐伯博蔵君) 全体の数字でございますが、これもおしかりを受けるかも知れませんが、現在四十八年度以降の、昭和五十一年度までの長期生産計画をヒヤリングをいたしておる最中で、それを十分検討いたしまして昭和五十一年度の基本計画を作成をいたしたいということで努力しておる最中でございます。原案ができましたら、石炭鉱業審議会、これは御承知のように、労使、中立、需要者からなっておられるわけでございますが、その石炭鉱業審議会におはかりをいたしまして、五十一年度の基本計画をきめてまいりたいというふうに思っております次第で、目下作業いたしておる最中でございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 それじゃ、まだわれわれに報告するようない見取り図はでき上がっていない、これからつくるんだということですね。それじゃ、これでもできたら、できるだけ早く私たちに示していただきたいと思ひます。

この大夕張炭鉱の閉山は、単に労働者のみの問題ではないと思ひます。夕張市鹿島地区は三千二百四十六世帯の人が住んでおる。一万一千九百三十人、三月末現在住んでおる。その九〇%の人がこの大夕張炭鉱に依存して生活しておる人たちだと、こういうことですから、もしもこれが閉山してしまつたら、その一万一千人ほどの人がいろいろな問題で苦しまさなきゃならぬ事態が起こるわけなんです。それに対してどういうふうな対策を政府は現在立てていらっしゃるか、伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(佐伯博蔵君) 大夕張炭鉱につきましては、昨日、いわゆる会社側が労働組合に閉山の提案をしたようでございます。

先ほど大矢先生の御質問にお答えしましたように、この炭鉱は最近特に坑内の自然条件が悪くなりまして、きわめてきびしい状態にあるのは事実でございますけれども、私たちは、先ほど先生

がおっしゃられますように、閉山ということになりますと社会的影響がきわめて多うございまして、最終的には、炭鉱の将来の問題につきましても、企業自身が自主的に判断なさることだと思ひますけれども、私たちとしては、何としましても長期に安定操業ができるような形でいまなお検討いたしておる次第でございます。まずそれに力を入れてまいりたいというふうに思ひます。

しかしまだ、先ほど申しましたように、きわめてきびしい状況でございます。検討した結果、やはりどうしても閉山をしなければいけないというふうなことに相なるような場合がございまして、直接的には会社とも十分相談し、また労働省とも相談し、それらの対策は当然万全を期せなければならぬわけでございます。長期に安定できるかどうかというところに、まず検討をしたいと思っております。

○須藤五郎君 そうすると、閉山しないでもいように政府としてはいろいろな手を打ってやっていきたいと、そういうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(佐伯博蔵君) そういうことで検討いたしたいと思ひますが、先ほど申しましたように、過去数カ月私たちがいろいろ検討いたしました、きわめてきびしい状態に、状況にございまして、そのようにいくかどうか、相当の疑問がある状況でございます。

○須藤五郎君 まあ二十三日に、現地で労働組合と会社側との最後の交渉が持たれるように記事には出ております。どういふ結論が出るかわかりませんが、政府としても、あくまでも炭鉱閉山はしないで続けていくように努力せよということをやはり炭鉱側に、企業側に私は政府から言うべきだと思ひますが、その意思表示はしていらつしやいますか。

○政府委員(佐伯博蔵君) そのとおりでございます。私たちのいろいろな制度がございまして、制度の範囲の助成は大いにするからということを含めまして、そのように会社のほうに言っております

が、現状がきわめて苦しいのもまた事実でございます。

○須藤五郎君 石炭鉱業審議会答申ですね、政府の資料にありますが、それによりますと「長期石炭対策について」と、こうなつて、昭和五十一年度二千万トン体制維持のため需要業界に一定の数量を引き取るよう要請しておるが、これについて需要業界は一体その点を確約しておるのかどうか。答申の要請数量よりも需要量の引き取り数量が下回る場合もあり得ると思ひますが、そのときは第五次対策は根柢から私はずれ去るものだと思います。そのような現実が昭和五十年に起こつた場合、政府は一体どうするのか。答申の要請数量を引き取るように需要業界に対して何らかの法的強制力を持った手を打つのかどうか、伺いたい。

○政府委員(佐伯博蔵君) 答申案をつくりまして段階ではいろいろ御意見があつたように聞いておりますけれども、需要業界も含めて十分検討した結果石炭対策がきつたわけでございます。私たちは、これに盛り込まれた数字は需要業界も引き取つてもらえるというふうに確信をいたしております。

それから万が一、先生おっしゃるような事態になつた場合、あるいはなりやうな場合には、石炭鉱業審議会が御検討願つたわけでございまして、石炭鉱業審議会におはかりして対策を練つてまいりたいというふうに思っております。

○須藤五郎君 先ほど大矢さんも質問されましたが、北電で伊達に重油の火力発電所をつくる、それで住民がそれに反対して、そしてデモをやつていふやうな、きょうテレビで私はこれ見たんですが、そういう状態が起こつておる。北海道といえ、石炭が最も安く手に入る地域だと思ひます。だから、北海道は重油の発電所なんぞやらなくて、石炭を使つてそしてどんどん発電をしたら私にはよいかと、こう思つておるのですが、北海道においてすらも石炭をやめて重油をたくといふやうなことなんですよ。それに対して政府はどういうふうな手を打つていらつしやるのですか。

か。こういうことすらも何ら政府が打つ手がないといふやうなことからいへば、いまあなたの方の考へているやうな需要業界を説得をすることもできなければ、もう需要業界は自由かつてにやれといふことになつてしまつて、この計画そのものはとうてい私は実現していけないんじゃないかと思ひますが、この北電に対して何か手を打たれましたか。また打つというお考えですか、どうですか。これは放置するのですか。

○政府委員(外山弘君) 伊達火力自身がなぜここに立地し、重油専焼の発電所にしたかの経緯は、私、実はよく存じません。しかし、産炭地火力を今後北海道にぜひ設置していきたいといふことは、先ほど大臣が御答弁なさつたように、私も通じてその計画が進むように懸命の努力を今後払つていきたい、こう考へているわけでござい

ます。

○須藤五郎君 それは少し私は手ぬかりだと思ひます。発電所の設置は通産省が許可しなければできないのでしょ。それならば、前もって北電から、これこれの発電所を伊達につくりたいが許可してもらいたいといふことは通産省に言つてきてはいるはずですよ。そのとき通産省として、そんなばか計画やめろ、おまえのところは安い石炭が手に入るじゃないか、石炭でやつていけといふことを、石炭を守つていくという熱意がもしも通産省にあるならば、それくらいのことではやるべきじゃないでしやうか。そんな手を一つも打つてないで、向こうの言いなりで判断を押してしまつて、そしていまだこのやうなことを言つていふのじゃおかしいじゃないですか。いまからでもおそくないから、どうですか、そういうふうにはやたら、そのくらいのことやらなかつたら、これは守れませんか。

○政府委員(外山弘君) これは先ほどもお話が出ておりましたが、公益事業局が来ていないので、あえてそれ以上の御質問がなかつたわけでござい

ますが、私自身も、この計画を電調審が答申して

公益事業局の指導のもとに行なっているというところは、実を言うと鉱山石炭局のほうの關係じゃございせんものですか、それで先ほどのような御答弁を申し上げたわけでございます。

それから、その時点におきまして、おそろく第五次答申の前にそういった計画が進んでいたのじゃないだろうか。確かに基本的にコストの問題あるいは公害の問題等がございまして、産炭地火力はよほどわれわれが努力いたしませんと、なかなか電氣事業者が向いてこない。私どもも今後公益事業局とよく相談いたしまして、産炭地火力の推進をはかりたいと思っております。大臣も先ほど、公益事業局のほうによく指示をしておるといふふうにおっしゃっております。今回のような問題を機会に、産炭地火力の実現が一日も早く確実なものになるように、特に北海道においては早くそれが実現できるように、私どももこれから努力をしまいたいと思っております。

○須藤五郎君 いまそういうふうな言いわけをなさるでしようけれども、事ここに至るまでに、通産省としてはやはりもっと責任を持って手を打って、そういう計画を未然に防ぐために私は努力していくべきだと思ふんです。知らなかったじゃ済みませんよ、通産省が許可することになつてゐるのですからね。だから、最後の責任は通産省にあるはずですよ。それを知らなかったとかどうのこうの言つてごまかしては、それはいけないのです。全然これまで何にも手を打ってなかったのですか。どうですか、大臣、こういうことはやはりもっと責任を持って政府当局でやってもらいたい。それでなかったら、この計画自体もくずれて去ると私は思うのです。どうでしょうか、その点は。

○国務大臣(中曾根康弘君) 伊達火力の問題につきましては、住民との間で問題があるということとはわれわれもかねてから知っておりました。それで、できるだけ住民と調節をとって、北電が考慮するように、そういうことも言っておきましたし、北海道庁のほうにもそういうことを言つてお

きました。最近、情勢が緊迫してきたということ聞いておりまして、たいへん遺憾に思つておるところでございます。

それで問題は、やはり先ほど大矢さんのお話がありましたように、重油専焼火力というところに問題がありそうで、われわれといたしましては産炭地火力というものにめどをつけて、そうして北海道の皆さんに安心を願うようなことを一歩でもできるだけ早く前進をさせたい、こう思つておるわけでありまして。

○須藤五郎君 「石炭対策について」という閣議決定を見ますと、第一に「国内炭の需要の確保」を掲げております。その内容は、「電力、鉄鋼等大口需要業界における国内炭の引取りを強力に指導する」と、こういうふうにあります。昭和五十年度において二千万トンを下らない国内炭需要の確保に努めるものとする」とあります。この表現を考へてみますと、石炭は生産しようとするは二千万トン以上生産できるのだが、多く生産しても需要家がそこまで引き取つてくれないので、石炭の生産は需要の範囲内に押える。つまり、需要が確保されれば生産をふやせるし、需要にこたえる力もある、閉山はしなくてもよいのだというこを意味しているとは私は考えますが、どうでしょうか。石炭産業を守り、発展させるために、需要業界にもっとたくさんの石炭を使用することを義務づけるなど強力な指導を行なうべきだと考えますが、政府は、そのようにすることをはっきりとするというふうに答えてもらいたいと思ひますが、通産大臣、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 石炭政策の問題は需要家の確保にあり、私たちも長期的な、永続的な政策を考へると、そういうふうに考へるわけですよ。現にいままで衰退してきたものは、石油に追いついて、需要家が石炭から石油に転換したというのが一番近い原因でございまして。そういう意味において、需要家を確保するという点において、通産省としてもまず全力を注ぐべきものであ

ると、そのように考へます。

○須藤五郎君 通産省が各電力業界をたずねて、今年度はこれぐらい石炭を使つてほしいということをやつてゐるというところは私も知つてゐるんですけど、しかし、業界がなかなか聞かないということも事実なんですね。そうすると、通産省が何か私にはもう少し強力な法的な義務づけをするとか、強力な、より強力な指導を行なわねえとなかなか思ふようにいかぬものだと思つておるのですね。そこで、私は通産大臣の決意をうながして、ひとつ日本の石炭を守る立場に立つて、大いに電力業界を説得して石炭を使うような方法を何らか考へて、實際やつてゐてもらいたいというのが私の願ひなんです。ひとつ通産大臣、大いに決意を振舞してもらいたいと思ふのですがね。

○国務大臣(中曾根康弘君) いままでも努力はしまつてまいりましたが、さらに一そう努力してまいらうと思ひます。

大口需要家というのは鉄鋼、電力、ガスでございます。特に電力筋が大口需要家の中に入りまゐります。それで、毎期毎期生産者側とこれらの需要家の間で引き取り数量のけんかがございまして。それから引き取り価格に関するけんかがございまして。通産省はいつも乗り出しまして、私もときどき電話をかけたしまして、社長に対して強い要請をいたしてきてゐまして、数量と価格の問題について努力をしてきたところでございまして。今後もうそういう行政指導的な力を発揮いたしまして努力していきたいと思ひます。

○須藤五郎君 最後に伺ひますが、世界の石炭生産高が昨年の七月の「石炭時報」に出ております。これを見ますと、米国—アメリカも一時減りましたけれども、まただんだんとふやしてきて、七一年度には五億九千九百五十六万六千トンですが、そのぐらゐ掘るようになってゐてゐます。それから、西ドイツもふえてきておられます。イギリスもふえてきておられます。ソビエトもふえてきておられます。中国もふえてきておられます。全世界合計の点でも七〇年度より七一年度はふえて

きておるわけなんです。ひとりだんだんと末細りになつて減つていくのは日本だけです、大体。特に、今度はアメリカにおいても、石炭をたくさん使うようにせよという指示がニクソンから出ておるようなことも聞いておりますが、世界各國とも石炭に対してこれだけ大きな関心を払つて、そして石炭の需要をだんだんとふやしておるのに、ひとり日本だけが何で石炭の需要がだんだん減つてしまつていくことになるんでしょうか。これは一体どういふことが原因なのか。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはりイギリスにしても、ドイツにしても、アメリカにいたしましては、炭質がいいということ、それからかなり多量に存在しているということ、それから掘りやすいということ、そういうようなことに加えて、内陸にございまして、工場や何か内陸に存在すると、そういうことから輸送上の問題もあると思ふのです。

日本の場合は、それほど炭量が豊富でない。それから品質において外国に劣る。したがつて炭価も高くなる。それから、使う工場が臨海工業地帯に大体集中しております。大型の船で外国の安い石炭を持つてきたほうが、あるいは外国から安い石油を持つてきたほうがはるかに格安にできる、こういうことで、強粘結炭にしても石油にしても外国にどうしても手を出すと、そういう形になつてだんだん押されてきたというのが実情であります。

○須藤五郎君 条件が違うということなんです。先ほど通産大臣は、石炭のある限り石炭対策は続けなければならぬということをおっしゃいましたが、そうすると、石炭対策に今度第五次—第四次のときもそうでしたが、毎年一千億ぐらいの金がこれにつぎ込まれていくわけですね。その金は税金だということです。そうすると、今後石炭のある限り、日本の国民は自分たちの税金を石炭山につぎ込んで、そしてがねばつていかなきゃならぬかということにもなつてくるわけなんです。

ね。いまのような企業のあり方で、はたして国民がそういうやり方を承知するかどうかですね。きのうも私は申しましたように、そうなることや国民の納得する形をとっていく必要があると思うんですが、国民が最も納得する形といえどもどういう形だと通産大臣はお考えになっていますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) この点は須藤先生と私のいつも見解の違うところでございますが、国民の側からすれば、なるだけ税金を使わないで済む、そして安く上がる、しかも石炭に従事している皆さんの皆さんの民生や待遇がめんどろを十分見られるようにしてあげたいと、それから、あんまりわづらわしいことはやめたほうがいいと、そういうようないろいろな要望があると思うのです。

それで、税金をなるべく効率的に使うという面から見ると、ここが先生と違うのですが、国有化でやるのがいいのか、いまのままでやるのがいいのか、こういうと、やはり国有になると役人の数が増えたり、あるいは能率において落ちるようなところがあるのではないかと、それよりも、いま企業者の努力をさらに努力させるようにさせながら、ある程度自由を認めつつ効率的にやっていく、そこのほうが役人の数も少ないし、税金の効率もいいのではないかと、いふに国民がとるであろうとわれわれは考えております。先生は別のお考えをお持ちだろうと思うのです。どちらが正しいか。まあわれわれはわれわれのほうで正しいと思つて一生懸命やっているところですが、われわれの政策が破綻すれば先生のお考えが正しいと、こういうことになるかもしれない。(笑声)

○須藤五郎君 まあ最後は見解の相違ということになつてしまふんですが、あなたは、政府のやることだから成功するときはあれば失敗するときはあるんだと、できるだけ失敗を少なくしていきたいんだと、こういうことをかつておっしゃいましたね。その政府の仕事でも、失敗をされちゃ国民は困るんですよ。失敗したじゃ済まないんですよ、国民は。大きな被害を受けるんですよ。だから、どうしたら国民に最も納得してもらえら

という点をもっと真剣に考えて、その方策を立てていっていただきたいと思うんですよ。国民も、石炭をもうやめてしまえ、外国から石油を買ってやったらそれでいいじゃないか、石炭なんかもう穴を埋めてしまえと、そんなことを言いませんよ。やはり日本の持つ唯一のエネルギー資源ですからね。これは大切にしていかなかつたら、いつ何とき重油をとめられたらどうしますか、そんなことはできない。

だからわれわれは、やはり国の資源を大切にしなければならぬという立場に立ってやっていると、資本家の利益を守るといふ自民党の考え方ですね、資本家の利益を守っていかなきゃならぬという自民党の考え方によつて、この石炭対策というものが石炭がなくなるまで続けられたら、これは国民はたまつたものじゃないと思うんですね。だから、ほんとうに国民の納得する形で石炭産業というものはやめていかなきゃならぬ。それにはやはり企業にまかせるよりも国営化にして、みんなが力を合はしてやっていくという形をとるべきじゃないかというのが私の考え方です。これは何もイデオロギーの問題じゃないですよ。私たちが国民の立場に立ってこういう考えを持っておるんです。あなたも意見を述べましたから、私も意見を述べてそれで終わりにしましょう。

○小委員長(阿貝根登君) 他に御発言がなければ、小委員会における審査はこの程度といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小委員長(阿貝根登君) 御異議ないと認めます。

なお、商工委員会における小委員会の報告につきましましては、これを小委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小委員長(阿貝根登君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

昭和四十八年五月八日印刷

昭和四十八年五月九日発行

第一号中正誤

一 段 行 誤 正

一 三 五 南第一A、 南第一A

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局